別表第九五・〇三項を次のように改める。

九五・〇三 九五〇三・〇〇	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	無税

別表第九六・一九項を次のように改める。

九六・一九 九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六条」を「第百三十六条の二―第百四十条」を「第百四十四条―第百四十九条」に改める。

第二条の四の見出しを削る。

第七条の五第一号イ中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法」に改める。

第七条の十六第四項中「以下」を「第十一章第二節（犯則事件の処分）を除き、以下」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の見出しを削り、同条第一項第一号中「賦課課税方式」を「税額の確定の方式」に改め、同号イ及びロ中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項ただし書中「（携帯品等に対する関税）」を削る。

第十七条に次の二項を加える。

3　税関長は、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の出港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4　前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十七条の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の出港手続）

第十七条の二　特殊船舶等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2　税関長は、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

3　前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条第三項中「前条」を「第十七条第一項（出港手続）」に改める。

第十八条の二第一項中「とき（次項」を「とき（同項」に改め、「入港手続）」の下に「及び第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）」を加え、同項ただし書中「同条第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十五条の三」を「第十五条の三第一項から第三項まで及び第十七条の二第一項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第二十条第三項中「税関長は」の下に「、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）」を加え、「入港しよう」を「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「の入港」の下に「又は出港」を加える。

第二十条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「税関長は」の下に「、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）」を加え、「入港しよう」を「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「の入港」の下に「又は出港」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特殊船舶等が不開港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

第二十五条中「また」を削り、同条に次の一項を加える。

2　沿海通航船等を特殊船舶等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。特殊船舶等を沿海通航船等として使用しようとするときも、同様とする。

第二十六条中「第十五条（）を「第十五条第一項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで（）に、「第十五条の三」を「第十五条の三第一項から第三項まで」に、「第十八条（）を「第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）、第十八条第二項から第四項まで（）に、「第二十条第一項若しくは第二項（）に、「第二十条の二」を「第二十条の二第一項から第四項まで」に、「これらの条」を「これらの規定」に改める。

第六十九条の二十一の見出しを削る。

第七十四条中「売却」を「売却等」に、「留置貨物」を「収容についての規定の準用」に、「領置物件又は差押物件」を「領置物件等の処置」に改め、「（領置物件又は差押物件の公売」を削り、「領置物件又は差押物件の帰属」を「領置物件等の還付等」に、「第百三十八条第一項（通告処分」を「第百四十六条第一項（税関長の通告処分等」に改める。

第七十五条の見出しを削る。

第七十六条第一項中「第百十四条の二第九号」を「第百十四条の二第十四号」に改める。

第八十八条の二の見出しを削る。

第百五条第一項第三号中「第六十一条の四及び第六十二条の十五」を「第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」に改め、「第六十二条の七」の下に「（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」を加え、同条第三項中「証票」を「証明書」に改める。

第百十四条第一項第十四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、同条第二項第十号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。